

旅館業営業者及び公衆浴場営業者の皆様へ

入浴着を着用しての入浴は、衛生管理上問題ありません。

公衆浴場や旅館・ホテル内の共同入浴施設利用にあたり、乳がんの手術あとが人目に触れないよう、専用開発された「入浴着」の着用を希望する方がいらっしゃいます。

多くの方に入浴を楽しんでいただけるよう、特段の御配慮をお願いします。

入浴着とは

手術などの傷あとをカバーするために専用開発・製造された入浴用の肌着です。

衛生管理は

入浴着を入浴直前に着用し、入浴後はその都度入浴着を洗たくし、浴槽に入る前には付着した石けん分をよく洗い流すなど、清潔な状態で使用される場合は、衛生管理上の問題はありません。



＜参考＞ 関係法令の規定

＜公衆浴場法＞

第五条 入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

＜旅館業法＞

第四条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。（抜粋）

＜問合せ先＞

山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課
営業衛生担当

TEL：023-630-2329